

令和 8 年 第 7 回 教育委員会会議録	
1. 開会日時	令和 8 年 7 月 2 8 日（火） 午後 2 時
2. 場 所	対馬市役所峰庁舎 2 階 第 4 会議室
3. 出 席 者	糸瀬教育長、一宮委員、齋藤委員、早田委員、播磨委員
4. 説明のための出席者	庄司教育部長、財部次長兼教育総務課長、平間学校教育課主幹、安藤生涯学習課長
5. 会議書記	中村課長補佐
6. 欠 席 者	
7. 閉会日時	令和 8 年 7 月 2 8 日（火） 午後 2 時 4 5 分
8. 議 事	
日程第 1	会議録署名委員の指名
日程第 2	会期日程の決定
日程第 3	教育長諸報告
日程第 4	議案第 2 1 号 専決処分の承認を求めることについて （対馬市スポーツ推進委員の委嘱について）
日程第 5	報告第 8 号 対馬市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について
日程第 6	報告第 9 号 要保護及び準要保護児童生徒の認定等について
日程第 7	その他

教育長	ただいまから、令和８年第７回対馬市教育委員会会議を開会いたします。 議事の進行につきましては、対馬市教育委員会会議規則により進めたいと思います。 それでは、日程第１「会議録署名委員の指名」を行います。 今回の会議録署名委員は、一宮委員さんと齋藤委員さんを指名します。よろしくお願いいたします。 続きまして、日程第２「会期日程の決定」であります。お諮りします。本会議の会期は本日１日にしたいと思います。これにご異議ございませんか。
会場	「異議なし」の声
教育長	異議なしのようです。したがって、会期は、本日、７月２８日の１日とします。会議運営につきましては、ご協力をお願いいたします。 次に、日程第３「教育長諸報告」を行います。 資料の２ページをお開きください。 ６月２６日から７月２８日、本日までの私の行動について報告いたします。 まず、６月２８日、日曜日、国境マラソン in 対馬が比田勝で行われました。 ６月３０日、第２回対馬市定例会、最終日でありました。 最終日が終わった後、ここに記載をしておりますが、午後、市役所本庁に行きまして、ベンチプレスの世界大会で、８位になった松井心助さん、豊玉中学校出身の彼が市長表敬訪問ということでしたので、それに同席をして対応しております。 ７月に入りまして、１日が定例校長会、３日が定例教頭会、そして、４日、沖縄県竹富町・対馬市友好都市協定締結１０周年記念シンポジウムに参加をいたしました。 このことにつきましては、関連で８月７日に、竹富町の児童が来島します。教育長が団長ということです。 民宿の方に泊まって、８月９日、美津島北部小学校の平和集会に参加をするということで、交流予定となっております。 それから、こちらにも記載はありませんが、７月７日、MISIAがコンサートをしてくださいました。大変、盛り上がっておりました。 ７月８日、第２回の園長会へ参加をしております。

	9日、対馬市の災害対策本部図上訓練、これ Web だったんですが、これに参加をしました。 夜は、厳原管内の学校歯科健診協議会に参加をしております。 翌10日、鶏鳴幼稚園の保護者説明会に参加をしました。 参加者からは、おおむね了解を得たというところでございました。 13日、今度は厳原幼稚園の保護者説明会、こちら参加者には概ね了解を受けております。これが午前中にありまして、午後は、教育支援委員会が厳原でありました。今年度の各学校、特別支援の状況報告ということでございました。 14日、長崎県教育庁教育政策監ほか、来訪され、市長に会いに来られました。私も対応いたしました。副市長も同席をしております。 いわゆる、高校教育の改革の大綱が出されましたので、その概要説明、それから対馬市の3校の状況、人数も含めて、そういったところでありまして、今回、現状認識を共有して、今後、様々なアイデアをお互いに出していこうということで、合意をしたところでございます。 15日、対馬北地区防犯協会定期総会に出席をいたしました。 16日、17日が、第2回の長崎県都市教育長協議会が雲仙市で行われて、これに出席をいたしました。 23日、教育講演会、講師は義務教育課長などを歴任された長崎大学の木村国広教授にご講演をいただきました。非常にいいお話を、元気が出るお話をいただきました。これに出席をしたところです。 24日、部長会議、それから夜は、幼稚園統合に係る美津島地区の説明会でした。 なかなかご理解を得ることができなかった、というところでございました。 翌日25日、土曜日、内閣官房が主催する領土・主権展示館地方巡回展 in 対馬のオープニング・セレモニー、これに参加をしております。今もまだ展示をしておりますので、よければ行っていただければいいかなと思います。 それから、27日、今度は、厳原地区の説明会です。こちらもなかなか地区の方には、ご理解をいただくことが難しかったということでございます。 28日、本日ということでございます。 以上、教育長諸報告でございました。 報告事項について、何か質疑等ありましたら、その他の項でお受けしたいと思います。
--	--

	続きまして、日程第４、議案第２１号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。
生涯学習課長	資料の３ページをお願いいたします。 ただいま議題となりました議案第２１号、専決処分の承認を求めることについて、対馬市教育長に対する事務委任規則第３条第１項の規定により、４ページのとおり専決処分したので、同条第２項の規定により、これを報告し、教育委員会の承認を求めるものでございます。 今回、専決処分といたしましたのは、対馬市スポーツ推進委員の委嘱について、４ページのとおり、６月１７日付けで専決処分を行っております。 本来であれば、６月２５日開催の第６回教育委員会会議にて報告すべき案件でございましたが、６月１７日には、すでに議案ができあがっていたしましたので、申し訳ありませんが、今回の報告とさせていただきます。 資料の５ページをご覧ください。 新たに、２名を推進委員として委嘱させていただきます。 今回の委嘱はいずれも厳原町の委員さんで、森山羽葉さんと多田康佑さんの２名です。 任期が令和８年６月１７日から令和１０年３月３１日まででございます。 説明は以上です。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。
教育長	説明が終わりましたので、審議方よろしくお願いいたします。 それでは、質疑等ないようですから、これから議案第２１号を採決いたします。 お諮りします。 議案第２１号「専決処分の承認を求めることについて」は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
会場	「異議なし」の声
教育長	異議なしと認めます。 よって、議案第２１号は原案のとおり承認されました。 続きまして、日程第５、報告第８号「対馬市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について」を議題とします。事務局から報告をお願いいたします。

学校教育課 主幹	資料の方は6ページになっております。 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」に基づき、教育職員の業務量の適切な管理および健康・福祉の確保を図るため、「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定しましたのでご報告いたします。 これまで国は、教員の長時間勤務の是正に向け、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」や「教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針」に基づき、勤務時間の把握や業務改善など、学校における働き方改革を推進してきました。 しかしながら、教員の時間外在校等時間は依然として長く、精神疾患による休職者数も高い水準で推移していることから、教職員の健康確保と働き方改革をさらに推進するため、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」、いわゆる給特法が改正されております。 この改正により、文部科学大臣が「教育職員の業務量の適切な管理その他健康及び福祉の確保に関する指針」を策定するとともに、各教育委員会は、その指針に即した「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定することとされました。 これを受け、本市教育委員会においても、国の指針に即した実施計画を策定するものです。 それでは、本市の実施計画についてご説明いたします。 別冊資料の1ページをご覧ください。 まず、本計画の趣旨です。 本計画は、対馬市教育努力目標の実現に向け、教育職員がその能力を十分に発揮し、児童生徒に対して効果的な教育活動を行うことができる環境を整備することを目的としております。 そのため、教育職員の業務量の適切な管理と健康・福祉の確保を図るとともに、「働きやすさ」と「働きがい」を実感できる職場づくりを推進します。 次に、本市の現状です。 本市では、一人一台端末の整備や統合型校務支援システムの導入など、ICTの活用や校務の効率化を進めるとともに、在校時間の把握など、教職員の働き方改革に継続して取り組んできました。 一方で、時間外在校等時間が月45時間を超える教育職員は依然として一定数おり、月80時間を超える教育職員もゼロには至っておりません。
---------------------	---

	2ページをご覧ください。 続いて、本計画の目標についてご説明いたします。 時間外在校等時間については、長崎県の目標に準じ、令和11年度までに、月45時間および年360時間を超える教育職員の割合を0パーセントとすることを目標とします。 また、ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標については、資料に記載のとおりです。これらの目標の達成を通して、「働きやすさ」と「働きがい」を実感できる職場づくりを推進してまいります。 なお、計画期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間です。 続いて、実施する業務量管理・健康確保措置の内容についてご説明いたします。 本計画期間中の重点事項として、文部科学省が示す「業務の3分類」を踏まえた業務の見直しに取り組みます。 ここでは、ポイントとなる取り組みをご紹介します。 まず、学校以外が担うべき業務についてです。 3つ目の項目です。 保護者からの過剰な苦情や不当な要求など、学校だけでは対応が困難な事案については、弁護士等の専門家を活用するなど、教育委員会が責任を持って対応できる体制づくりを進めます。 次に、教師以外が積極的に参画すべき業務についてです。 資料は3ページになります。 3つ目の項目です。 部活動については、令和8年度中の休日の部活動の地域展開に向け、各部活動の実情を踏まえながら取り組んでまいります。 最後に、教師の業務ではあるものの、負担軽減を図るべき業務についてです。 1つ目の項目です。 授業準備や成績処理などの負担軽減を図るため、教員業務支援員を配置し、教員が教育活動に専念できる環境づくりを進めます。 続いて、学校における措置の推進についてです。 教育職員が担う業務の適正化を図るため、標準授業時数を必要以上に上回らないよう学校を指導するとともに、教育活動の見直しを進めるなど、教職員の負担軽減に取り組んでまいります。 資料4ページをご覧ください。 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組についてです。
--	---

	教育職員の健康および福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、健康管理体制の充実や休暇取得の促進、定時退校日および一斉閉校期間の設定などの取り組みを進めます。 最後に、関連する取組、今後のフォローアップについてです。 本計画の進捗状況や目標の達成状況を定例教育委員会等へ報告するとともに、市ホームページで公表し、保護者や地域への周知と理解促進を図ります。 また、各学校の取組状況を把握・検証し、必要に応じて個別の支援や指導を行うほか、管理職研修の充実など、教育委員会による支援を強化し、コミュニティ・スクールの機能も生かしながら、教育職員の働き方改革を推進してまいります。 以上で、「業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について」の報告を終わります。
教育長	報告が終わりましたが、この件に関して質疑等ありましたらお願いいたします。
播磨委員	先生の働き方改革ということであると思うのですが、私もPTAに関わりがあり、たくさんの先生と話をする中で、今、先生方が給食費の収集業務を担っていると聞きましたが、これは本来、先生方がやる業務なのでしょうか。
学校教育課主幹	今現在、学校の規模等も入っておりまして、公金処理の方で、いろんな自治体等が進めている段階ではあるんですが、今現在、対馬市としては、各学校で行うというところで十分賄えている部分があるというふうに思っておりまして、そちらの方の対応は今現在、進んでおりません。
播磨委員	そういう先生方の働き方がということで、そこの未納・滞納者に対する対応を含めまして、現金を扱うことに対するストレス、そして、未納者に対することが、保護者との関係を悪くするような一つの要因になっているところも聞いておりますので、今後、できれば教材費に関してとか、そういうところの現金を扱う処理はですね、昔ながらというか、先生方が行う、そこを解放してやることでストレスもなくなり、また業務にしっかりと専念できるということも考えられますので、今後、やはり公会計化ということを進めていくことを切に願うというか、そういうふうに進めていただけたらと思います。人材が足りないとかそういうところもあるのですが、そこのところも含めて、働き方改革というところで進めていただければなというふうに思います。
齋藤委員	3ページの「教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」の部分ですが、この、「授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員を配置す

	る。」ってなっていますが、どういう方を想定されていますか。素人では無理だと思うのですが、どういうお考えですか。
学校教育課 主幹	今現在、学校には介助員や学習支援員等を配置しているのですが、これまで教育等、学校等に携わられていない方でも、できるような業務はお願いをして、プリントの印刷とか、慣れてきたら採点業務であったりとか、そういった授業準備をする上でサポートをしていただくとかですね。そういったところで、教員の少しでも手助けとなるような、そういった業務を分担することができればなというふうに思っておりますので、これまで教育とか学校等に携わっていらっしゃらない方でも大丈夫だというふうに考えております。
早田委員	関連していいですか。 結局、これは市で雇うことになるわけですね。
学校教育課 主幹	そうですね。
早田委員	ということは、会計年度任用職員になるんだろうと思いますが、結構、厳しい案件だなと思っています。 齋藤委員が言われるように採点となると、回答を見ながら丸をつければいいんですが、微妙なところがあるじゃないですか。指導している者じゃないと、ここを許せるか、許せないかとか、その基準がなかなか難しいところがあって、なかなか厳しいなという気がします。 教員の中には、逆に、採点は自分でしないと評価がしにくいという先生も多いと思いますので、配置するのは、すごく難しいかもしれない。うまく任用してもらえればいいけど、気をつけないといけない分野だなという気がします。
齋藤委員	都会ではですね、テレビで見たことあるんですけど、採点をするだけの人がいったりしますよね。
学校教育課 主幹	そうですね。確かにおっしゃるとおり、教員によっては採点は自分でしっかりしながら、今後の指導に反映させたりとか、そういった教員もいるかなというふうに思いますので、そういった点も先生方と調整をしながら進めていくことができればなというふうに思います。
一宮委員	これは、令和8年度から令和11年度の4年間で実施する計画となっていますが、この教員業務支援員を配置するのは、いつぐらいに考えてらっしゃるのですか。
学校教育課 主幹	今後ですね、予算を組んだりとか、どういうふうに進めるかっていうのを、校長会に投げかけたりとかですね、いろんな方面で意見を聞きながら進めていきたいなというふうに思っておりますので、令和11年度

	までに、この計画が入ることができればなというふうに思っております。来年度から早急にということではなく、11年度までの間という考えです。
一宮委員	理解しました。 もう一点は、対馬の場合、規模が違いますよね。教員業務支援員を配置するとなると、教職員というのは独特の職業だから、そこは慎重に進めていくということが、この4年間のうちに必要かと思います。
早田委員	ひとつは、2ページの一番下の保護者からの過剰な苦情申し立てに対する対応ですけど、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備するということで、非常にこれは斬新というか今までになかったことですよ。結局、弁護士会、法テラスとか、その辺にお願いするということになってくるわけですかね。具体的に、どう考えられておられるのかお願いします。
学校教育課 主幹	今年度、実際に1件、弁護士の方に相談した案件がございました。 それはですね、市教委側で予算を組んでとかっていうのは、当然、難しいものがありましたので、対馬市の顧問弁護士の方に相談をいたしました。市長部局の総務課の方をお願いをしまして、顧問弁護士に相談という形で、こういうふうなケースがあるんですけどどういうふうに対応すればいいか助言をお願いしますというような形でアドバイスをいただいた件が1件ありました。 今現在は、市の顧問弁護士を、今後も、そういった対応が必要な場合には、お願いをするというような形で考えております。
早田委員	顧問弁護士を活用できるっていうことになればいいですね。 これをスタートさせるのは、いつかっていう話があって、令和11年度までに整備するということなんですが、つまり、文化省の方からは、令和11年度までに整備しなさいと、そして運用は12年度からっていう通知が来ているのですか。
学校教育課 主幹	8年度から11年度の間こういうふうな計画の方をしっかりと策定をして業務改善に進めるようにということです。早く準備できたものがあれば、9年度、10年度から、実際に運用するようなことができる項目もあるのかなというふうに思っております。
早田委員	ずっと昔から、なかなかできそうでできない案件で、11年度までと区切られたらきついんですね。計画されていることは、とても良い内容だと思いますので、事務局の先生方の負担にならないように整備していただければと思います。

播磨委員	その保護者や市民に対する説明というか、やっぱり理解をしていない保護者やP T Aの皆さんも多いと思いますので、この周知方法に関してはどのようなことを考えてありますか。
学校教育課 主幹	こちらはですね、資料の4ページ目になるんですが、「5. 関連する取組、今後のフォローアップについて」の2つ目のポツのところですが、この業務改善について、市のホームページで公表するとともに、P T Aや学校運営協議会等を通じて保護者や地域に理解促進と周知を図るといふふうに考えております。
播磨委員	わかりました。その件に関しまして、市P連の総会を今年の11月に予定しておりますので、そのときに会長の言葉として、こういう先生の立場をしっかりと説明できることもP T Aとしての一つの仕事だということで、しっかりと周知を進めていきたいということを伝えたいと思います。
一宮委員	2ページの、保護者からの過剰な苦情等の部分で、さきほど1件とおっしゃったけど、やはり、対馬の教育もこのあたりはどんどん増えてきてるといふか、実際、現場としてあるんですか。
学校教育課 主幹	子供の権利を迫害しているんじゃないかとか、子供に学ぶ権利がある、子供の自由があるとかですね。秘密を守るということに関してはどうなんだとか、そういった、法律に関することを言ってこられる保護者もいらっしゃいますので、そういったときに、やはり事務局だけの知識では対応が難しい部分もありますので、今回、顧問弁護士さんから、法律を根拠にした助言をいただきましたので、そういった部分でいろんなことを言ってこられる保護者にも法律を根拠に対応できたという部分は大きかったなというふうに思います。
一宮委員	わかりました。 これ、最初に読ませていただいて、すごいものができたなってびっくりいたしました。大変だったと思います。 ただ、こちらの見方というと非常に素晴らしいものができていると思うのですが、いきなり、市のホームページで公表するとかの部分については、時期等々、また、4ページの先ほどのP T Aの云々とか、ちょっと急ぎ足じゃないかなというふうに私は個人的に感じたのですが、そのあたりはどんなふうに進められるのかお伺いします。
学校教育課 主幹	今回の教育委員会会議を受けまして、こちらでいろんなご意見をいただいて、今年度1年間かけて進める準備をしていこうというふうに打ち合わせをしておりますので、早急に、これを8月、9月に出してというふうに考えてはおりません。

	例えば、教員の働き方改革について、市P連の総会等で触れていただくことはとてもありがたいことだと思っております。ただ、こちらとして、これをポンと早急に出すってというような形では考えておりませんのでしっかり準備を進めたいと思います。
一宮委員	わかりました。 まだ、もっともっと私達、教育委員の意見も吸い取っていただきながら、さらにこれを練り直して、また、提案をしていただいて、勉強させていただければと思います。
教育長	ありがとうございます。 今、貴重なご意見をたくさんいただきました。 外部調査の協力等々については、出せる情報であれば、出しながら、中身についてさらに地域の実態に応じて精査をするということでそれを結論としたいというふうに思います。 ほかに質疑等ないようですから、報告第8号「対馬市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について」の報告は終了いたします。 続きまして日程第6、報告第9号「要保護及び準要保護児童生徒の認定等について」を議題とします。事務局から報告をお願いします。
学校教育課 主幹	資料の7ページから9ページをご覧ください。 経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒について、対馬市就学援助事務扱要綱の規定により、要保護、準要保護児童生徒として認定等を行いましたのでご報告いたします。 なお、校種別、学校別の児童生徒の氏名等については、別に配りしております資料をご参照ください。 この資料については、この会、終了後に回収いたしますことをご了承ください。 今回は、令和8年6月1日現在の認定者数と、7月1日現在の認定者数を報告いたします。 資料は8ページになります。 まず、要保護認定者についてです。 小学校の要保護認定者は、継続認定者が7名、追加認定者および認定取消者はおりませんでしたので、合計7名となっております。 資料は9ページです。 中学校の要保護認定者については、継続認定者が7名、こちらも追加認定者および認定取消者はおりませんでしたので、合計7名となっております。

	ります。 次に、準要保護についてです。 資料は 8 ページに戻ります。 小学校の準要保護認定者は、継続認定者が 1 2 1 名、追加認定者が 1 名で、合計 1 2 2 名となっております。 資料は 9 ページです。 中学校の準要保護認定者は、継続認定者が 9 4 名、追加認定者および認定取消者はおりませんでしたので、合計 9 4 名となっております。 以上で、報告を終わります。
教育長	報告が終わりましたが、この件に関して質疑等はありませんか。
会場	「ありません」の声
教育長	質疑等ないようですから、報告第 9 号「要保護及び準要保護児童生徒の認定等について」の報告は終了いたします。 続きまして、日程第 7、「その他」の事項に移ります。 まず、各課の事業予定を報告いたします。教育総務課から順に、主な内容について報告をお願いします。
教育総務課長	教育総務課の行事予定についてご説明いたします。 5 日、水曜日になりますが、長崎県市町村教育委員会連絡協議会の第 1 回小委員会が大村市で開催され教育長が出席されます。 また、第 2 回の点検・評価委員会を開催いたします。 6 日、木曜日、県都市教育委員会庶務担当課長・社会教育担当課長会議が平戸市で開催されますが、私と安藤生涯学習課長が出席いたします。 2 5 日、火曜日、第 8 回教育委員会会議を峰行政サービスセンターで開催を予定しております。 2 6 日、水曜日が、長崎県市町村教育委員会連絡協議会第 2 回小委員会が県庁の方で開催され、教育長が出席されます。 3 1 日、月曜日、長崎県・市町教育委員会連携会議が県庁の方で開催され、こちらも教育長が出席されます。 また、本日は、文化財課の田中課長が欠席ですので、続けて、文化財課の事業予定についても報告させていただきます。 1 4 日、金曜日、峰町 吉田の盆踊りが開催予定です。 1 5 日、厳原町 曲の盆踊りが実施されます。 そして、1 7 日、月曜日、峰町 三根上里の盆踊りが実施される予定です。

	あります。 教育総務課、文化財課の報告については以上でございます。
学校教育課 主幹	学校教育課に関わる事業について説明いたします。 ４日は、対馬市特別支援教育研修会、「T S U N A G U」の研修会が開催されます。 ９日は、県民祈りの日で、各小・中学校は登校日となっております。 １０日から１５日までは、各校、学校閉庁日となります。 １９日と２０日は、人事関係の臨時校長研修会を峰行政サービスセンターと交流センターで開催いたします。 ２６日は、第３回対馬地区初任者研修会を開催します。 ２７日は、豊玉文化会館で健康教育研究大会が開催されます。 学校教育課関係は以上です。
生涯学習課長	先ほど、教育総務課長の方の説明にもありましたように、６日から７日にかけて会議が開催されます。 ここに記載していないのですが、先ほど教育長の予定でもありましたように、７日に竹富町さんが来られて、９日、美津島北部小学校で行われる平和集会に参加します。同じく７日に鳥栖やまびこ対馬研修団の小・中学生も来られます。 こちらは、９日に佐須奈小中学校の方で、平和集会を一緒に行う予定となっております。 それから、２３日の日曜日に島民体育大会の球技・武道の部が開催されます。以上です。
教育長	事業予定の報告が終わりましたが、この件に関して質疑等ございませんか。
早田委員	鳥栖やまびこ対馬研修団なんですが、佐須奈小中学校が受け入れられるということですが、以前は、大船越小学校で受け入れていたけど、今は、転々としているのですか。
生涯学習課長	昨年度、日程調整がうまくいかずに大船越小学校との交流ができずに帰ってあって、今年どうにかなりませんかという話があっただけで、校長先生方と話をする中で、やまびこ研修団が小学４年生から中学生までで構成されている関係で、小中学校が同施設内にある佐須奈小中学校が適当ではないかということをお願いしたところ、快く承諾をいただきましたので、今年度は、佐須奈小中学校との交流ということになりました。
教育長	よろしいでしょうか。 ８月７日から９日にかけては、外部から２件の来訪がある予定です。

	関係各学校のご協力を得ながら、ぜひ成功裏に終われたらと思います。 それでは、事務局から何か「その他」の事項ありませんか。 教育委員さんから何か「その他」の事項でございますせんか。 ないようでございますので、本日の会議は、これで終了いたします、次回の会議の会議日程の件で事務局からお願いします。
事務局	次回の会議ですが、8月25日、火曜日、午後2時から、場所は対馬市役所峰庁舎2階、第4会議室を予定しております。
教育長	次回の会議日程について提案がありましたが、皆様のご都合はいかがでしょうか。 それでは、次回の会議は、8月25日、火曜日に開催をいたします。 開始時刻は午後2時から、対馬市役所峰庁舎2階、第4会議室の予定ですが、後日、事務局から改めて通知をすることとしております。 これで本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じます。 以上で、令和8年第7回対馬市教育委員会会議を閉会いたします。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

委 員 (自署)

委 員 (自署)